



住民講座のお知らせ  
 (社)富良野地域人材開発センター  
 〒22 2619

デジタルカメラ

写真整理コース

ウインドウズXPに対応しているデジタルカメラをお持ちの方を対象に、XPの機能を使い写真の整理と印刷、CD RWへの保存方法を学びます。

とき

7月19・21日(火・木)  
 18時30分～20時30分

ところ

富良野市西麻町1番1号  
 富良野地域人材開発センター

定員 10名

受講料 3千5百円

エクセル日曜日コース

表計算ソフト「エクセル」を使い、催し物の写真入り案内状・食事のメニュー表などの作成を学びます。

とき

7月17・24日(日)  
 13時00分～16時00分

ところ 同センター

定員 10名

受講料 5千3百円

ホームページ作成

日曜日コース

日記形式のホームページ作成ソフト「goprolog」を使い、自分の趣味を紹介するホームページの作成を学びます。

とき

7月17・24日(日)  
 13時00分～17時00分

ところ 同センター

定員 10名

受講料 7千円



国民年金保険料を納めるのが困難なときは

町民税務課 戸籍年金係  
 ☎52 2145



国民年金保険料を納めるのが困難なときは、申請して承認されると保険料の納付が免除となる「免除制度」があります。

免除制度には、保険料の全額が免除される「全額免除」と半額を免除されて残りの半額を納付する「半額免除」があり、どちらの免除に該当するかは、前年の所得により基準が定められています。

また、失業した場合は前年の所得にかかわらず、申請して承認されると保険料が免除されます。(免除を申請する日の年度または、その前年度に失業した方が対象です。)

免除は、被保険者、被保

険者の配偶者、世帯主それぞれの前年所得が免除の対象となる基準額を下回る場合に承認されますが、老後の年金額を計算する際に、保険料の免除を受けていた期間は保険料を納めた期間に比べて全額免除期間は3分の1、半額免除期間は3分2に減額されて算入されます。

ただし、半額免除については、半額の保険料を納めないまましていると、その期間は「未納期間」として扱

われます。

免除の承認期間は、7月または申請月の前月から翌年6月までで、お住まいの市区町村の国民年金担当窓口へ毎年申請が必要となります。

なお、本年6月まで免除の承認を受けている方で、本年7月以降も納付が困難で免除を希望される場合は8月31日までに免除申請書の提出が必要になります。詳しくは戸籍年金係までお問い合わせください。

リサイクルQコーナー



お譲りします！

お譲りください！

【お譲りします】

メリー/歩行者/調乳ポット/コーヒーメーカー / 安全ゲート/子ども用自転車(20インチ・ピンク)/ スキーウェア(100cm・男児用)/加湿器/丹前

【お譲りください】

幼児・児童(0～12才)向けの本/パソコン / 幼児・児童(0～12才)向けのビデオテープ

問い合わせ・ご連絡先  
 企画商工課(広報広聴係) ☎52-2115